

1・2月は「母性保障～女性の性に関わる保障～月間」

女性部は、女性教職員がいきいき働き続けることができるよう、様々な労働条件を切り拓いてきました。妊娠中でも、病気がちであっても、幼い子や介護が必要な家族を抱えていても、だれもが安心して働き続けることができる職場であってこそ、女性も男性も自分らしさを十分に発揮して活躍することができます。

「母性保障～女性の性に関わる保障～」が大切にされることは、男女の誰もが、その個性や能力を十分に発揮できる環境づくりをすすめることにつながります。この機会にみんなで働き方を見直し、だれもが働きやすい職場環境について語り合ひましょう。

集まれば 元気！
語り合えば 勇気！！

すべての職場で 短時間でも
職場女性部会を開きましょう！！



<具体的なとりくみ>

1. 職場女性部会をひらいて、悩みや困っていることなどを率直に話し合ひましょう。
2. 学校長の「イクボス・あったかボス宣言」について、職場女性部会でふり返しを行い、必要があれば改善を求めましょう。
3. 「生理休暇」や「母性保障」のための諸権利等について、号外を利用して学習しましょう。今年度の交渉の成果も確認しましょう。
4. 「母性保障・権利行使アンケート」（個人・職場）にとりくみ、問題があれば管理職と話し合ひましょう。
5. 産・育休等で職場を離れている方と連絡を取り、近況などを交流しましょう。

母性保障とは？

…年齢に応じて現れる女性特有の体の変化を保障していくことで、働き続けることを応援すること！

【例えば…】

生理休暇…とりづらい？ でも、労働基準法に根拠をもつ、女性にとって失うことのできない休暇です！

不妊治療休暇…ついに来年度長期休暇が実現！退職を選択しなくてすむような制度内容を求めています。

妊娠時業務軽減…体育代替をはじめとして全国に誇れる充実した加配制度があります。栄養教職員への加配の制度化を求めています！

産前産後休暇…代替者を確保させることが大きな課題！

更年期障害…他県では休暇制度をもつところもあります。



